

承認第6号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり市道路線の変更を専決処分したので、同条第3項の規定により、承認を求める。

平成30年5月15日提出

加東市長 安田正義

専決第 6 号

市道路線の変更の専決処分について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を変更するに当たり、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

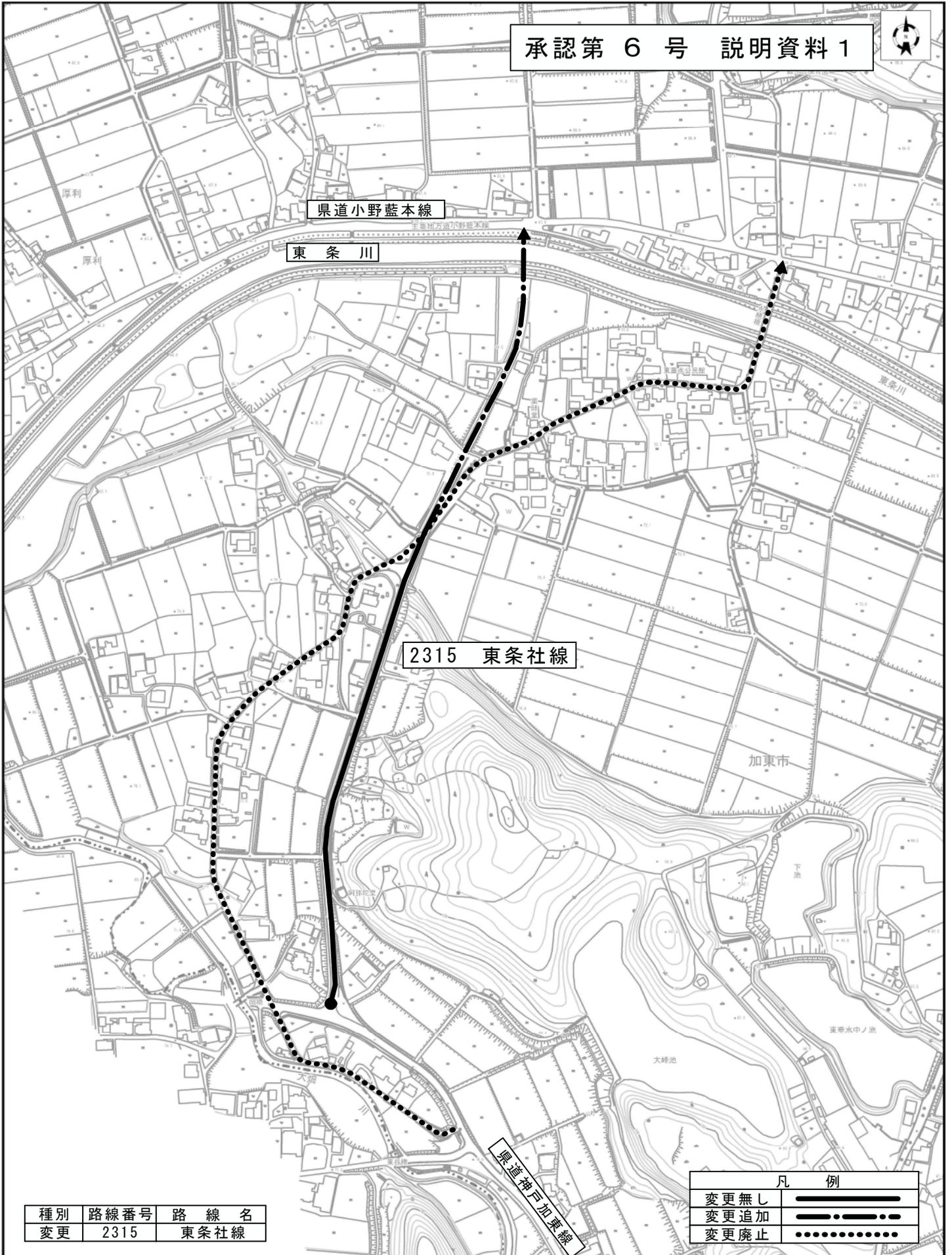
平成 30 年 4 月 26 日

加東市長 安 田 正 義

記

路線番号	路線名	起 点	
		終 点	
2315	東条社線	変更前	大畑字井ノ岡 3 2 6 番 1 地先 厚利字梅ヶ坪 8 番 1 地先
		変更後	大畑字井ノ岡 3 2 6 番 1 地先 厚利字買原 1 2 6 番 6 地先

承認第 6 号 説明資料 1



種別	路線番号	路線名
変更	2315	東条社線

凡 例	
変更無し	——
変更追加	——●●●●
変更廃止	●●●●●●●●



承認第6号 説明資料2

変更

路線番号	路線名	変更前 (m)	変更後 (m)	変更内容 (m)
2315	東条社線	1,770.02	804.00	△ 966.02

	変更前 (k m)	変更後 (k m)
総延長	534.620	533.654